第二項において準用する第百二十九条の四第三項の結果及びその	第二項において準用する第百二十九条の四第三項の結果及びその
部分及び主要な支材料の種別及び厚	部分及び主要な支材料の種別及び厚

に改め、同条第一項の表二(一)の項中

制御装置の構造を令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第一項第六号の認定を受けたものとするもの	令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る認定書の写し

を

構造を令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第一項第六号の認定を受けたものとするもの	令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る認定書の写し
制御装置の構造を令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第五項の認定を受けたものとするもの	令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第五項の認定に係る認定書の写し

に改め、同条第四項の表(一)の項中

三条第二項用する令第の十二第五係る認定書	令第百四十

を

令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る認定書の写し	令第百四十
令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第五項の認定に係る認定書の写し	令第百四十

の項中「(ニ)項の(5)欄に掲げる図書」の下に「(令第百四十三条第二項において準用する令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る認定書の写しを除く。)」を加える。

第三条の二第一項第八号中「部分であって、」を「場合であって、」に、「よって」を「よつて」に改め、同項第九号中「第十一号」を「第十二号」に、「あっては」を「あつては」に改め、同項第十号中「であって」を「であつて」に改め、「内装材」の下に「(天井を除く。)」を加え、「取り付け部分」を「取付け部分」に、「次号」を「第十二号」に、「場合にあっては」を「場合にあつては」に、「間仕切壁にあっては」を「間仕切壁にあつては、」に改め、同項第十四号を削り、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「及び前号」を「から前号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次のように加える。

十一　構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限り、特定天井にあつては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあつては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあつては、特定天井とする変更を除く。）

第三条の二第二項中「あって」を「あつて」に改め、同条第三項第二号中「あって」を「あつて」に、「よって」を「よつて」に改め、同項第三号中「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に、「あっては」を「あつては」に改め、同項第四号中「であって」を「であつて」に、「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に、「あっては」を「あつては」に改める。

別表第二法第二十条第一号の認定に係る評価の項中、「

床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円
特定天井について安全性を有することを確かめる場合	五十万円

」を

床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円

」に改め、同表令第三十五条第一項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第三十九条第三項の認定に係る評価	五十万円

別表第二令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	七十万円

別記第二号様式第五面6欄中「居室の」及び「の高さ」を削り、同欄に次のように加える。

【イ．居室の天井の高さ】

【ロ．建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】　□有　□無

別記第二号様式注意6中⑦を⑧とし、⑥を⑦とし、⑤を⑥とし、④の次に次のように加える。

⑤　6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

別記第十九号様式第四面中構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況の項の次に次のように加える。

特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況					

別記第十九号様式第四面中「並びに」を「及び」に、「、構造」を「並びに当該建築材料の構造」に改める。

別記第十九号様式注意5中⑩を⑪とし、⑤から⑨までを⑥から⑩までとし、④の次に次のように加える。

⑤　「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号ハの規定の適用を受ける部分について記載してください。

別記第二十六号様式第四面中構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況の項の次に次のように加える。

特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況					

別記第二十六号様式第四面中「並びに」を「及び」に、「、構造」を「並びに当該建築材料の構造」に改める。

別記第二十六号様式注意5中⑩を⑪とし、⑤から⑨までを⑥から⑩までとし、④の次に次のように加える。

⑤　「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号ハの規定の適用を受ける部分について記載してください。

（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　令第三十九条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定